

三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する会計検査の  
結果についての報告書（要旨）

平成24年10月

会計検査院

## 1 検査の背景及び実施状況

### (1) 参議院からの検査の要請の内容

三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する次の事項である。

- ア 過大請求の経緯、方法、内容等の状況
- イ 防衛省等における監査等の実施状況
- ウ 損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況

### (2) 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要

防衛省（平成19年1月8日以前は防衛庁）は、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）等に基づき、防衛装備品及び防衛装備品の修理等の役務（以下「防衛装備品等」という。）の調達等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施している。独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「宇宙機構」という。）は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）等に基づき、人工衛星等の開発等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施しており、また、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター（以下「衛星センター」という。）から委託を受けて情報収集衛星の開発を実施している。衛星センターは、情報収集衛星の研究、開発、運用等を宇宙機構、独立行政法人情報通信研究機構（以下「通信機構」という。）、民間企業等と委託契約等を締結することにより実施している。通信機構は、独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）等に基づき、情報収集衛星の開発その他の研究、開発等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施している。総務省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）、電波法（昭和25年法律第131号）等に基づき、電波資源拡大のための研究開発等を民間企業等と委託契約等を締結することにより実施している。

予定価格の算定方式については、防衛省、宇宙機構、衛星センター及び通信機構は市場価格が形成されていない場合は原価計算方式を採用することとしており、加工費は、工数に加工費率を乗ずることなどにより計算することとしている。一方、総務省は、原則として、入札に参加しようとする者等から見積書を提出させ、その見積書に記載された見積額を査定することにより行っている。また、契約方法については、契約締結時に適切な価格を算定することができない場合には、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、概算契約等を採用することとしており、概算契約

等の場合は、原価の監査又は調査、原価監査、契約金額の額を確定させるための調査又は検査（以下「原価監査等」と総称する。）を実施することとしている。そして、防衛省、宇宙機構及び通信機構は、契約相手方が採用している原価計算システムの適正性を確認するための制度調査を実施することとしている。

### (3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、合規性、経済性等の観点から、過大請求の経緯、方法、内容等の状況及び防衛省等における監査等の実施状況を中心に着眼して検査を実施した。検査に当たっては、防衛省内部部局、同省装備施設本部、宇宙機構東京事務所、衛星センター、通信機構本部、総務本省等において、19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約（防衛省については19年度から23年度までの間に締結した契約）を対象として会計実地検査を行った。さらに、三菱電機株式会社（三菱電機）<sup>(注1)</sup> 鎌倉製作所及び通信機製作所、<sup>(注2)</sup> 関係4社並びに住友重機械等に赴いて、会計実地検査を行った。

(注1) 関係4社 三菱電機の子会社である三菱スペース・ソフトウェア株式会社（MSS）、三菱プレジジョン株式会社（プレジジョン）、三菱電機特機システム株式会社（三電特機）及び関連会社である太洋無線株式会社（太洋無線）

(注2) 住友重機械等 住友重機械工業株式会社（住友重機械）及びその子会社である住重特機サービス株式会社（住重特機）

## 2 検査の結果

### (1) 過大請求の経緯、方法、内容等の状況

#### ア 過大請求の経緯

##### (ア) これまで明らかになった過大請求事案

防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約においては、過大請求事案が、5年6月以降23件（防衛省19件、宇宙機構4件）明らかになっている。そして、防衛省及び宇宙機構は帳票類の保存義務（1年）、虚偽資料を提示・提出した場合の違約金の賦課等を定めた「資料の信頼性確保に関する措置」等を講じてきたとしている。他方、衛星センター、通信機構及び総務省は、資料の信頼性確保に関する措置の整備が十分でなかった。

##### (イ) 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課

題等

防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約については、競争性、透明性等の確保、コスト削減へのインセンティブ、指名停止中の契約締結など、様々な課題等が内在しており、これらの課題等が過大請求の発生リスクに影響を与えていると思料される。

イ 過大請求の方法、内容等の状況

(ア) 三菱電機及び関係4社による過大請求事案

a 三菱電機による過大請求事案

(a) 契約実績等

表1 防衛省等と三菱電機との契約の概要 (単位：件（上段）、千円（下段）)

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
契約実績	3,124 634,107,609	613 165,794,786	8 884,692	90 38,911,372	120 11,488,351
指名停止等年月日	平成24年1月27日	24年1月27日	24年1月27日	24年2月3日	24年3月2日
指名停止中の契約の実績	152 111,843,866	24 1,315,784	なし	3 131,980	5 313,738

(b) 工数付替え等の状況

三菱電機は、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行うための指標として目標工数を設定して、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えて、付け替えた工数を加算した後の工数を当該契約の実績工数として防衛省に申告するなどしていた。防衛省等は、現在、過払額の算定を行うための特別調査を実施するなどしているが、三菱電機が実際の作業時間が記録された工数データを一部しか保管していないとしていることなどから、保管されていたデータの信頼性を検証するなどした上で、当該データ等から過払額を算定するための「適正な工数」の推定方法等を検討している。

b 関係4社による過大請求事案

(a) 契約実績等

表2-1 防衛省等とMSSとの契約の概要

(単位：件（上段）、千円（下段）)

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
契約実績	112 4,913,813	180 2,706,344	/	5 29,169	28 1,070,752
指名停止等年月日	平成24年2月24日	指名停止等なし	/	指名停止等なし	指名停止等なし
指名停止中の契約の実績	1 1,060	—	/	—	—

表2-2 防衛省等とプレジジョンとの契約の概要

(単位：件（上段）、千円（下段）)

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
契約実績	690 23,516,183	62 2,669,970	/	2 87,980	/
指名停止等年月日	平成24年2月24日	指名停止等なし	/	指名停止等なし	/
指名停止中の契約の実績	30 2,623,691	—	/	—	/

表2-3 防衛省等と三電特機との契約の概要

(単位：件（上段）、千円（下段）)

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
契約実績	1,287 56,155,759	13 276,338	/	13 205,214	/
指名停止等年月日	平成24年2月24日	指名停止等なし	/	指名停止等なし	/
指名停止中の契約の実績	23 400,014	—	/	—	/

表2-4 防衛省等と大洋無線との契約の概要

(単位：件（上段）、千円（下段）)

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
契約実績	202 1,963,794	1 5,040	/	/	17 282,550
指名停止等年月日	平成24年2月24日	指名停止等なし	/	/	指名停止等なし
指名停止中の契約の実績	なし	—	/	/	—

## (b) 工数付替え等の状況

関係4社の防衛部門は、三菱電機と同様に、防衛装備品等の調達に関する契約において、目標工数を設定して工数の付替えを行うなどしており、また、一部の宇宙部門においても、目標工数を設定して工数の付替えを行うなどしていた。防衛省等は、三菱電機と同様に、過払額の算定を行うための特別調査を実施するなどしている。

## (イ) 住友重機械等による過大請求事案

## a 契約実績等

表3 防衛省と住友重機械等との契約の概要  
(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	
	住友重機械	住重特機
会社		
契約実績	608 19,304,932	272 6,452,189
指名停止等年月日	平成24年5月25日	24年5月25日
指名停止中の契約の実績	なし	なし

b 工数水増し等の状況

住友重機械等は、防衛省と締結した大半の契約において目標工数（見積工数）を設定し、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分について、間接作業時間を当該防衛装備品等の工数に振り替えることなどにより実績工数を目標工数まで水増しするなどしていた。防衛省は、現在、過払額の算定を行うための特別調査を実施している。

(2) 防衛省等における監査等の実施状況

ア 防衛省等による制度調査の実施状況

衛星センター及び通信機構は制度調査を実施しておらず、防衛省及び宇宙機構は実施していたものの、会社と事前に調整した範囲内に限定して実施しているなど有効に機能するものとはなっていなかった。また、事前通告なしの抜き打ち調査を実施しておらず、抜き打ち調査が効果的に実施できるような体制の整備も検討していないなどのため、他の契約の実績工数の一部を当該契約の実績工数として付け替え、付替え後の状況を反映した帳票類が作成されていて、他に正規の帳票類が存在しない一重帳簿による工数の付替え等には対応できない状況となっていた。

イ 防衛省等による原価監査等の実施状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省はいずれも原価監査等を実施していたが、その実施状況をみると、三菱電機等の各会社があらかじめ事前に準備した事項についての確認を中心に監査するなどして有効に機能するものとはなっておらず、また、事前通告なしの抜き打ち監査を実施していないなど、制度調査と同様に、一重帳簿による工数の付替え等には対応できない状況となっていた。

ウ 三菱電機等による内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の実施状況

三菱電機、関係4社及び住友重機械等は、5年以降に多数発覚した他社の過大請求事案を受けても、防衛省等が求める再発防止策等の周知を十分行っていなかったり、

これらに対応した内部統制が十分機能するようにはしていなかったり、法令遵守等に  
係る施策等を講じていなかったりしていた。

### 3 検査の結果に対する所見

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、今回の過大請求事案に対  
する特別調査等を引き続き実施して、事態の全容の解明、過大請求額の算定、返還の請  
求等を行うとともに、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する予算  
の執行のより一層の適正化を図るよう、次の点に留意する必要がある。

#### ア 資料の信頼性確保に関する措置について

防衛省及び宇宙機構においては、資料の信頼性確保に関する措置として関係資料の  
保存義務、虚偽資料に係る違約金の賦課等について契約相手方への周知は行われてい  
たものの、現に本件過大請求事案が発生したことなどを踏まえ、信頼性確保の措置の  
より一層の実効性の向上に努めること。また、衛星センター、通信機構及び総務省に  
おいては、関係資料の保存義務、虚偽資料に係る違約金の賦課等の資料の信頼性確保  
に関する措置について、より一層の体制の整備を図ること

#### イ 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等 について

防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する競争性、  
透明性等の確保やコスト削減へのインセンティブ、ペナルティの実効性等の課題等は、  
過大請求の発生リスクに影響を与えているとの認識に立って、関係機関等が連携して、  
引き続き調達制度等の在り方等について更なる検討を行うこと

#### ウ 制度調査について

(ア) 制度調査を実施する担当官が自ら調査項目等を選定して、直ちに作業員等への聴  
取を実施したり、適宜調査項目を変更したりするなどして、形式的な調査にならな  
いよう留意し、契約相手方に対する牽制<sup>けん</sup>効果が十分に働くようにすること

(イ) 作業現場に赴いて作業実態、工数計上の手続等を実地に確認するフロアチェック  
を行う場合には、管理職等のみに想定される範囲内の質問をするのではなく、実際  
の作業員等に想定外の質問も含む質問を行うようにするなど、フロアチェックの充  
実・強化を図ること

(ウ) 衛星センター及び通信機構においては、制度調査を実施できるよう早急に体制の整備を図るとともに、その実施に当たっては、他の調達機関と連携を図るなどして、制度調査の充実・強化を図ること

(エ) 一重帳簿による過大請求を発見したり抑止したりするため、必要に応じて事前通告なしの抜き打ち調査等を実施するとともに、その調査手法の開発や実施体制の整備を図ること

#### エ 原価監査等について

(ア) 契約相手方が示す事項に対する事実確認等にとどまることなく、様々な観点からの監査及び確認を行うなどして、形式的な監査にならないよう留意し、契約相手方に対する牽制効果が十分に働くようにすること

(イ) 関係書類の照合等にとどまることなく、作業実態に関する質問を行うなどして事実の把握及び確認に努めること

(ウ) 防衛省においては、地方調達に係る原価監査等の基準を統一的に整備したり、衛星センター、通信機構及び総務省においては、原価監査等の具体的方法、内容等を定めた要領等を整備したりするなど、体制の整備を図ること

(エ) 一重帳簿による過大請求を発見したり抑止したりするため、制度調査と同様に、必要に応じて事前通告なしの抜き打ち監査等を実施するとともに、その監査手法の開発や実施体制の整備を図ること

#### オ 内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等について

契約相手方に対して制度調査、原価監査等を実施するなどの際は、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省が講じた再発防止策等についての契約相手方に対する浸透度合を確認し、また、内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の状況について聴取等を行うなどして、契約相手方の原価計算システムの適正性、過大請求の発生リスク等についての的確に判断するとともに、必要に応じて適切な指導を行うなどして過大請求の発生リスクの低減に努めること

会計検査院としては、本報告書の取りまとめに際して、内閣官房、総務省、防衛省、通信機構及び宇宙機構が今後行うこととしている損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況について検証等を終えるに至っていない部分があることなどから、これらを中心に引き続き検査して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。